

国際芸術認定機構では賛助会員を募集しております

一般社団法人国際芸術認定機構（以下、「INAAO」という。）は、音楽を始めとする各芸術活動に携わることによって、一般市民の芸術に対する造詣を深めることを目的として平成26年3月6日に設立いたしました。①芸術の振興、②楽器等の芸術関連品の寄贈、③演奏家及びアーティストの派遣、④地域振興にかかわる演奏会及び各種芸術関連イベントの企画・開催、⑤芸術教育の普及・推進、⑥演奏家及びアーティストに対する認定の活動を充実、実現するために皆様のご支援を必要としております。

ご賛同いただける方のご協力、ご協賛をお願い申し上げます。

【会費】

- ・個人会員（1年間） 一口 3,000円（上限10口まで）
- ・団体会員（1年間） 一口10,000円（法人を含む、上限なし）

【特典】

- ・INAAO ホームページへ法人名（個人名）の掲載
- ・INAAO 会報・ホームページへコンサート（イベント）情報の掲載
- ・INAAO が主催もしくは協力演奏会のチラシの配布
- ・INAAO が主催するチケットの優先予約
- ・後援名義・協力名義の使用（使用許可が必要）

【入会手続】

賛助会へのご加入をご希望の方は、「賛助会員入会申込書[PDF]」に所定事項をご記入の上、INAAOまでご送付ください。

※個人情報の取り扱いについては、個人情報保護方針をご覧ください。

< 申込書 >

賛助会員入会申込書[PDF]

< 送付先 >

〒107-0062 東京都港区南青山5-15-9 フラット青山1F
一般社団法人 国際芸術認定機構 入会申込担当宛

【お支払方法】

郵便振替にてお支払いの手続きをお願いします。

加入者名 一般社団法人国際芸術認定機構

口座番号 00150-7-419685

【定款抜粋】

第1章 総則

(目的)

第3条 当法人は、音楽を始めとする各種芸術活動に携わることによって、一般市民の芸術に対する造詣を深めることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 芸術の振興に関する事業
- 2 楽器等の芸術関連品の寄贈等を支援する事業
- 3 演奏家及びアーティストの派遣事業
- 4 地域振興にかかわる演奏会及び各種芸術関連イベントの企画・開催・支援事業
- 5 芸術教育の普及・推進に関する事業
- 6 演奏家及びアーティストに対する認定制度運営事業
- 7 事務サービス代行事業
- 8 その他前各号に附帯する一切の事業

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- 2 正会員は、当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体をいう。
- 3 賛助会員は、当法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体をいう。

(入会)

第6条 当法人の、会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 当法人の会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 当法人の会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、退会の申出は、1か月以上前に予告するものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 当法人の会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- ①この定款その他の規則に違反したとき。
- ②当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ③その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 当法人の会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ①退会したとき。
- ②成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- ③3年以上会費等を滞納したとき。
- ④総社員が同意したとき。
- ⑤死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- ⑥除名されたとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 当法人の会員は、前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及び負担金、その他の拠出金品は返還しない。

【お問い合わせ】

会員へのご入会についてご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

■お問い合わせ

〒107-0062 東京都港区南青山5-15-9 フラット青山1F

一般社団法人 国際芸術認定機構 入会申込担当宛

電話：03-5464-9007